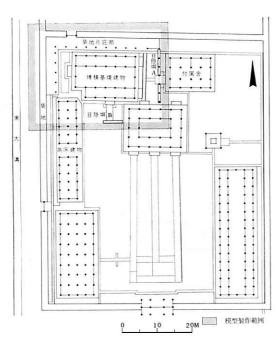
平城宮塼積基壇建物および一郭の復原模型

建诰物研究室·平城宮跡発掘調査部

今年度の平城宮建物の 1/10 復原模型は、すでに1968年度に製作した塼積基壇建物を中心とする、その周辺の建物を復原作製した。これは、第 2 次内裏東隣にあたり、第21・38・40次調査によって発見した官衙の中心西寄りの一郭である。このうち高床建物、築地片庇廊、目隠塀A・B、築地については、建物を復原したが、正庁および東北付属舎は基壇の復原のみにとどめた。

この官衙は、南北125m,東西64mで、四周を築地で囲われ、南正面には八脚門を開き、南より%ほどで南と北のブロックにわけられる。北ブロックは南ブロックの付属的なもので、南ブロック中央北寄りに正庁があり、その前方は広場で、南門からの3本の道がとりつく。付属の諸建物はこの広場を囲むようにコの字形に配されている。このように各建物が特徴ある配置をもつものの、この官衙の性格を決める資料はなく、各建物のもつ機能も推測の域を出ない。建物の柱間装置などは推定によらざるを得なかった。

塼積基壇建物 塼積基壇をともなう掘立柱建物。基壇の外装は塼(30cm×18cm×8cm)を 8 段平積みにしたもので、北面を除く他の 3 面に 4 段の階段がある。建物は 6 間× 2 間の身舎に南北庇がつき、南庇は西南隅に近接する建物のため西端一間を欠いている。柱間寸法は桁



第1図 南ブロック配置図

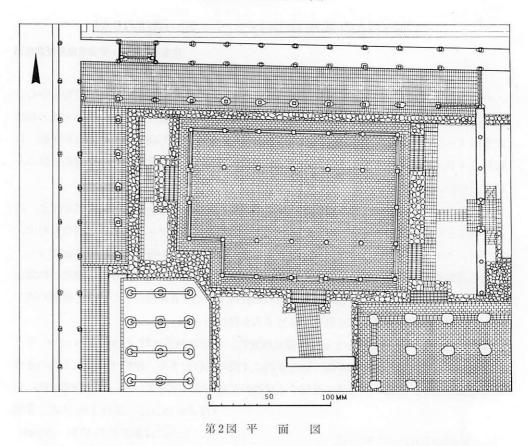
で、なかには掘立柱の柱根(径36cm)が残っているところもあった。屋根は2通りの形式が考えられ、一つは身舎・庇を一流れとする切妻造本瓦葺、他は身舎のみを切妻造本瓦葺とし、この南北に板または桧皮葺の庇をつける案である。ここでは前者で設計し、内部の床は塼敷、柱間装置は階段のあるところのみ板扉、他は連子窓または土壁とし、構造の基本については法隆寺の伝法堂にならった。

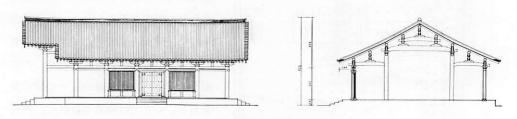
行2.8m (9.4尺),梁行3m (10尺)等間

高床建物

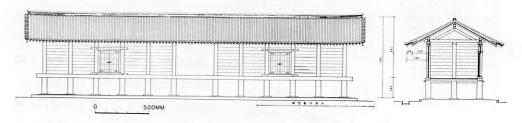
専積基 壇 を ともなう 礎
石建物。 建物は11間×2間の規模で,
各柱筋に根石または自然石製礎石が検
出された。 柱間は桁行, 梁行とも
2.4m(8尺)等間, ただし, 桁行中央

奈良国立文化財研究所年報



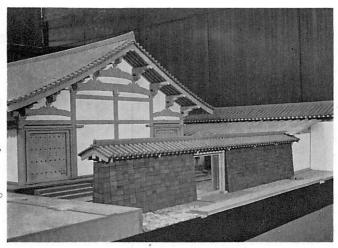


第3図 塼積基壇建物立面図・断面図



第4図 高床建物立面図·断面図

の間のみ3.9m (13尺) と広い。建物の用途についてはわからないが棟通りの柱を省略しないところから,高床式倉庫と考え,中央間が広い点から5間×2間を連結した双板倉と考えた。細部については,現存する奈良時代の校倉や法隆寺綱封蔵などを参考にした。なお,この模型の扉の海老錠は正倉院御物をもとにして製作した。



築地片庇廊および築地 官衙の四周を基底幅 1.8m (6尺) の築地がめぐっている。このうち

専積基壇建物の北と西のみは、鍵の手に築地内側に庇がつけられている。庇柱は自然石製

礎石上にたち、廊下床面には塼が敷かれる。

築地片庇廊の屋根形式には次の3つの案が考えられた。1) 庇をとりこみ棟を梁間の中央に通す。2) 棟を築地の中心に通し、庇側の屋根流れを長くする。3) 本瓦葺の築地に板屋根の庇部分をさしかける。

今回は第3案により作製し、庇屋根は法隆寺金堂裳階にならい大和葺とした。第3案を採用した主な理由は、1) 南北方向の築地と東西方向の築地は同時期に構築されたが、西面築地の柱割りから考えると施工の順序に2段階あり、西面をつくってから北面をこれにとりつけたと考えられる。2) 庇柱の配置から、まず東西方向の庇屋根がとおり、これに南北方向の屋根がかかると考えられる。などであった。

目隠塀Bは全長5.61m (18.7尺),基底幅72cm (2.4尺)で,塀基底部はAと同じであるが,中の掘立柱はない。したがって外観のみAと類似するものと考えた。なお,A,Bとも実物の1/4cで塼を焼成し,これを張ることにした。